

国営かんがい排水事業 道央用水（三期）地区

事業の概要

本事業は、北海道石狩支庁、空知支庁及び胆振支庁管内の5市7町の水田27,058ha及び畑1,952haを対象に、安定的な農業用水を確保するため、本地区において川端ダム（頭首工）（農業、水道及び発電との共同事業）、泉郷頭首工、長沼頭首工、栗沢頭首工、揚水機6ヶ所、用水路L=10.2kmを整備（道央用水（一期）地区、道央用水（二期）地区を含む全体：ダム2ヶ所、頭首工4ヶ所、揚水機6ヶ所、用水路L=10.2km）するものである。

事業の目的・必要性

本地区は、北海道を代表する穀倉地帯である石狩平野の南部と、これに隣接する勇払郡に位置する農業地帯で、かんがい用水は、夕張川、千歳川、安平川及びそれらの支流河川や大夕張ダム等のダム及び中小ため池を水源としている。しかしながら、かんがい用水が不足していることから、水田では、代かき期間の短縮、深水かんがいにも対応できない状況にあるとともに、施設が老朽化しており、用水管理及び施設の維持管理に多大な労力と費用を費やしている状況にある。一方、畑では、安定的なかんがい用水の確保がなされていない。

このため、本事業では新規水源としてダム及び用水施設を整備し、併せて関連事業により施設更新等を行い、農業生産性の向上及び農業経営の安定化を図ることを目的とする。

事業の効率性

効 用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	4,081百万円
・営農経費の節減	10,229百万円
・施設の維持管理費の節減	329百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	11,901百万円
・水路の管渠化等による安全性の確保	324百万円
・道路等の付け替えによる公共施設の機能の維持等	1,721百万円
・河川流況の安定による利用可能量の増加等	431百万円
計	29,016百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算定式	数 値	備 考
総事業費		354,206百万円	
効 用		29,016百万円	
廃用損失額		14,553百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		42年	当該事業の耐用年数
還元率×（1＋建設利息率）		0.0687	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	407,799百万円	
費用便益比	= /	1.15	

注1）総便益、総事業費には、一期事業、二期事業及び関連事業を含む。

注2）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注3）数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業によりダム、頭首工、揚水機及び用水路を整備し、併せて関連事業で用水施設、ほ場を整備することにより、土地生産性の向上、農作業の効率化、水管理の合理化が図られ、10a当たり約14千円の農業生産の向上と約35千円の営農経費の節減、また、年間約329百万円の維持管理費の節減が図られる。

日程・手続

平成8年3月に事業計画が確定し、道央用水（一期）地区、道央用水（二期）地区が着工しているが、事業計画の変更が必要なため、現在、土地改良法に基づく土地改良事業変更計画の概要の公告等の手続を実施中である。

事業に対する決議

平成15年5月 関係市町、土地改良区、農協及び受益者代表からなる国営道央地区土地改良事業期成会及び安平川地区国営かんがい排水事業促進期成会において、道央用水（三期）地区の平成16年度新規着工要望を決議。

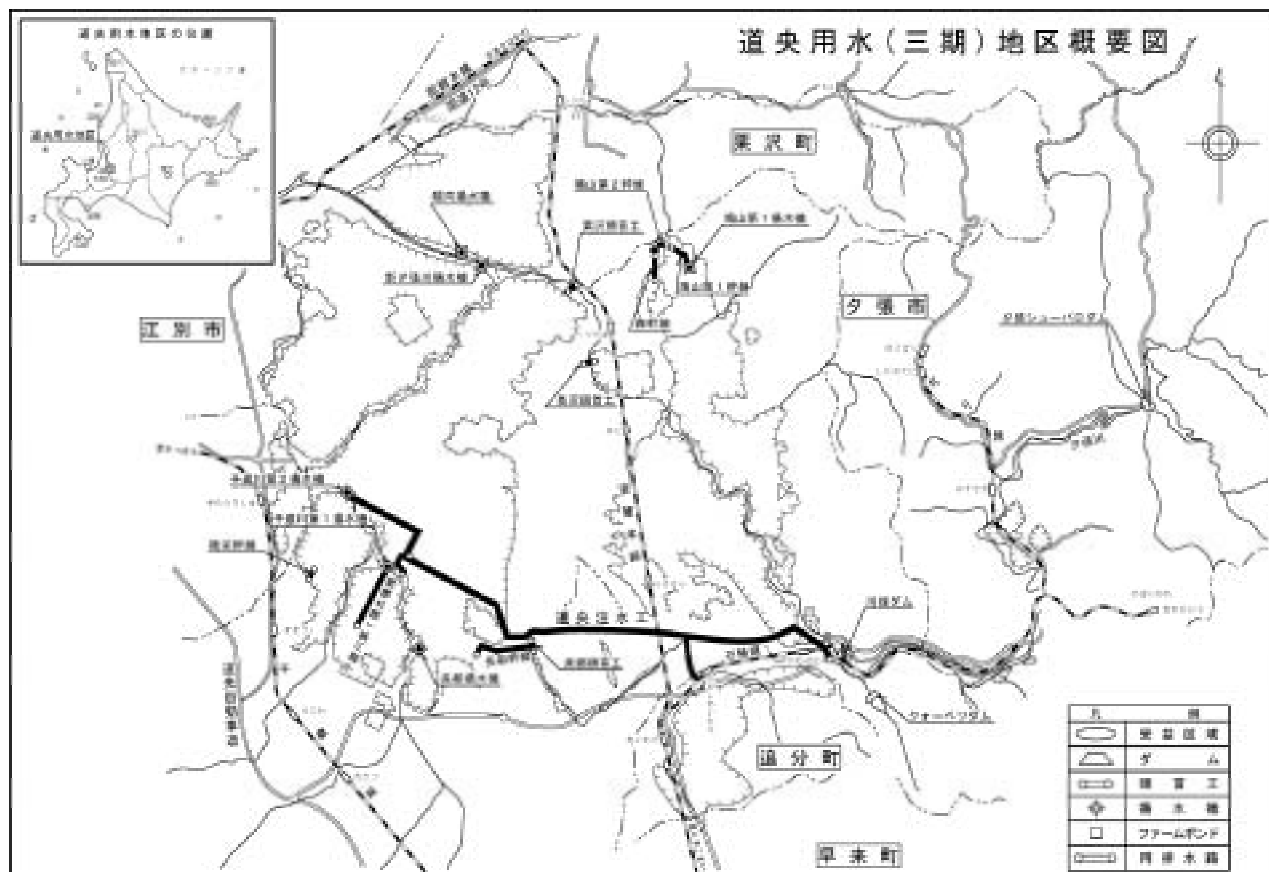
評価担当部局

農村振興局

概要図

1.受益面積	29,010 ha		
2.受益者数	3,363人		
3.主要工事計画	工 種	数 量	事業費
	(ダム)	(2ヶ所)	(72,700百万円)
	頭首工	4ヶ所	48,176百万円
	揚水機	6ヶ所	5,330百万円
	用水路	10.2 km	3,194百万円
	合計		56,700百万円
4.国営総事業費	(72,700百万円)		
	129,400百万円		

()内は一期、二期分



平成 16 年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：道央用水（三期））

1．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業の必要性が明確であること。 （必要性）	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☒
2．技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☒
3．事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☒
4．農家負担の可能性が十分であること。 （公平性）	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☒
5．環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☒
6．事業の採択要件を満たしていること	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☒

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

平成 16 年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：道央用水（三期））

2．優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項 （有効性）	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☒
2．事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 一般被害等の軽減にも寄与するものである。 地元の事業推進体制が整備されている。 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 関連する他事業との調整が図られている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒ ☒ ☒ ☒ ☒

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。